

臨時存田第四九九號

案起	昭和二十七年 九月 九日
定決	昭和二十七年 九月 九日
行施	昭和二十七年 九月 九日

内閣總理大臣

了 内閣官房長官



内閣總理大臣官房秘書長



内閣官房副長官



内閣官房副長官



立太子の礼及び皇太子成年式挙行要綱に付て  
標記要綱を定める必要があるので、別紙宮内庁長官  
の申請に基き、左案を以て閣議請議することといた  
したい。

なお、閣議決定の上は、案(二)により通知いたしたい。

110

案

内

閣

立太子

205

昭和二十七年九月九日

内閣總理大臣

内閣總理大臣 あり

立太子の礼及び皇太子成年式挙行要綱について  
標記の件について、別紙のとおり閣議を求めらる。

案に

昭和二十七年九月九日（閣議決定の日）

内閣官房長官

宮内庁長官 あり

立太子の礼及び皇太子成年式挙行要綱について（依命通知）



昭和二十七年九月八日宮内庁長官官房宮務第二〇七号を  
もつて申請の標記の件は、本日の閣議において、申請  
のとおり決定になつた旨通知があつた。

総  
理  
府

日本標準規格 B5 (十四行縦)

306

裏  
面  
白  
紙

宮内庁長官官房官発第二〇七号

昭和二十七年九月八日

宮内庁長官 田 島 道



内閣総理大臣 吉 田

茂 殿

立太子の礼及び皇太子成年式挙行要綱について  
このことについて、別紙案のように、閣議において決定を願いた  
く、申請します。

八段屏紙

307

宮内庁

裏面白紙



立太子の礼及び皇太子成年式挙行要綱案

- 一 明仁親王殿下の立太子の礼及び皇太子成年式を國の儀式として行う。
- 二 立太子の礼及び皇太子成年式を行う時期は、昭和二十七年十一月中旬を目途とし、場所は皇居とする。
- 三 立太子の礼及び皇太子成年式における各儀は、宣制の儀（立太子の礼）、加冠の儀（皇太子成年式）並びに朝見の儀及び宮中饗宴の儀とし、宮中饗宴の儀以外の各儀は同一日に行う。
- 四 儀式の日時及び細目は、宮内庁長官が定める。

八  
號  
算  
紙

308

裏面白紙

309

内閣総理大臣第一九一号

昭和二十七年九月九日

内閣総理大臣

吉田

茂



内閣総理大臣 吉田 茂殿

指令

昭和二十七年九月九日総理府甲第四九九号

立太子の礼及び皇太子成年式挙行

要綱に請議のとおり。

内閣